

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	上場株式等の相続税評価の見直し等											
税 目	相続税											
要 望 の 内 容	<p>1. 上場株式等の評価について、相続時から申告期限までの価格変動リスクを考慮したものとする事。</p> <p>2. 相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。</p> <p>3. 上場株式等の物納順位について、第 1 順位（国債・地方債・不動産・船舶）の資産と同等となるよう、見直しを行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="874 801 1489 976"> <tr> <td data-bbox="874 801 1197 857">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1197 801 1276 857">—</td> <td data-bbox="1276 801 1489 857">百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 857 1197 913">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1197 857 1276 913">（ —</td> <td data-bbox="1276 857 1489 913">百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 913 1197 976">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1197 913 1276 976">（ —</td> <td data-bbox="1276 913 1489 976">百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改正増減収額）	（ —	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）										
（改正増減収額）	（ —	百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民の資産選択を歪めることとならないよう、上場株式等と他の資産との比較における相続税の負担感の差を解消し、国民が真に必要な金融サービスを受けられるための環境整備を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価される。他方、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品であるが、相続後、遺産分割協議等を経るまで資産を譲渡できない実態がある中、上場株式等について、相続税評価上、相続時から納付期限までの期間（10 ヶ月間）の価格変動リスクが考慮されていない。このため、上場株式等は価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利になっており、投資家の株式離れが助長されているとの指摘がある。</p> <p>相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないよう、上場株式等の相続税評価の見直し等を要望するもの。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政策の達成目標	国民の資産選択を歪めることとならないよう、上場株式等と他の資産との比較における相続税の負担感の差を解消し、国民が真に必要な金融サービスを受けられるための環境整備を行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
	政策目標の達成状況	—	
有 効 性	要望の措置の適用見込み	4,944万人(2015年度 個人株主数の延べ人数)。 (出典)東京証券取引所等「2015年度株式分布状況調査」	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	上場株式等と他の資産との比較における相続税の負担感の差を解消することにより、国民資産形成等のために、真に必要な金融サービスを受けられるための環境が整備される。	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	上場株式等と他の資産との比較における相続税の負担感の差を解消するためには、相続税の評価・物納順位の見直しによることが必要であり、税制上の措置を講じることが妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度からの継続要望。	